

告示第 21 号

太子町広告事業実施要綱を次のように定め、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 3 月 3 日

兵庫県太子町長 服 部 千 秋

太子町広告事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、町が保有する資産（以下「町有資産」という。）を広告媒体として民間企業等の広告（以下「広告」という。）を掲載する事業（以下「広告事業」という。）に関し、別に定めのあるものを除くほか、必要な事項を定めることにより、町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与するとともに、広告を行う者に地域貢献の機会を提供することを目的とする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第 2 条 広告媒体に掲出する広告の内容及び表現は、信用性と信頼性を有するものでなければならない。

(広告事業の対象)

第 3 条 広告事業において、次の各号のいずれかに該当するものは広告することができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人の氏名広告
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 当該広告の内容を、町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (10) 景観又は風致を損なうおそれがあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと町長が認めるもの

2 広告事業の対象となる広告に係る業種、業者及び掲載の基準は、別に定めるものとする。

(募集方法等)

第4条 広告の募集方法、予定価格、選定方法等は、必要に応じ、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(広告主の責任等)

第5条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取りやめ)

第6条 町長は、掲載している広告の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲載を取りやめることができる。

(1) 掲載している広告が、第3条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 掲載している広告が、第3条第2項の規定に基づき定められた基準に抵触するとき。

(3) 広告主が、広告の掲載料を指定する期日までに納付しないとき。

(審査会)

第7条 広告媒体に掲載する広告の内容及び広告主の選定等に関して疑義が生じたときは、その審査をするため、広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 審査会の委員は、企画政策課長、総務課長、生活環境課長、産業経済課長及び管理課長をもって充てる。

4 委員長は、総務課長をもって充てる。

5 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課等の長を、臨時の委員として加えることができる。

6 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、広告を掲載するそれぞれの町有資産を所管する課等の長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。